





Q 障害者の「法定雇用率2・3%」と聞きましたが、これを義務付けているかどうか。また、私の会社は民間企業で2・3%

A 障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員のうち一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けています。この「法定雇用率」は民間企業で2・3%

9月は障害者雇用支援月間です

と定められていて、雇用の対象となるのは従業員43・5人以上の企業です。さて、初めての障害者雇用には不安をお持ちの方も多いですが、鳥取労働局などでは、障害者に等しい機会を確保し、雇い入れの準備が整っています。また、自然なサポートができる人を養成する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開催しています。講座では、ハローワークで企業に出向き、精神・発達障害者への理解を深めるセミナーを実施しています。

また、厚生労働省の「障害者雇用促進法」に基づき、企業への支援を行っています。詳しくは最寄りのハローワークまでご相談ください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話 0857(29)1708
HPアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>